教育繰越金（きょういくくりこしきん）のルールと使い方ガイド

このインフォグラフィックは「教育繰越金取扱い規定」に基づき、基金を円滑かつ有効に活用するためのルールをまとめたものです。どのような活動に費用を充てられるのか、また運用上の禁止事項や管理責任を視覚的に解説します。

教育繰越金で「できること」

各種研修の実施

新人・責任者・理事研修など、段階に応じた学びの費用に充てられます

啓発・交流活動の推進

ハラスメント対策、安全衛生の啓発、組合員同士の事業交流に活用可能です

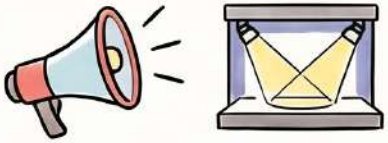

普及・広報イベント

労働者協同組合の普及を目的としたセミナーや告知活動の費用に使えます

知っておくべき「運用のルール」

欠損てん補の禁止

事業の赤字（欠損）を埋めるために この資金を使うことはできません

事務局長による経理区分

支出がどの科目に該当するかの最終的な判断は事務局長が行います

2024年1月13日より施行

この規定に基づいた新しい運用がスタートしています

Gemini Notebook